

第12回 川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月26日(金)午後3時30分から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(10名)

会 長 10番 新野 勝廣

会長職務代理者 9番 高橋 孝博

委 員 1番 竹田 浩徳、2番 阿部 つや子、3番 遠藤 愛、4番 平田 壽和
5番 後藤 満良、6番 勝見 和彦、7番 竹田 総一、8番 市川 博幸

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第29号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あつせん調整会議審議結果報告について

第 5 報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 議 第 48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第 7 議 第 49号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(貸借権の設定)

第 8 議 第 50号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)

第 9 議 第 51号 農用地利用集積計画に対する決定について

第10 議 第 52号 川西町農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤賢一、農地主査 竹田智弘、主任 梅津智史、主事 小関未夢

主事 高橋秀仁

6. 会議の概要

(会長新野勝廣は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により議長となる。)

議長 新野 勝廣

ただ今より、第12回、川西町農業委員会総会を開会します。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程により進めます。

直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。

議席3番、遠藤委員、議席4番、平田委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については、事務局職員より竹田農地主査並びに梅津主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りします。会期を本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第29号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、を上程します。

事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

1ページをお開きください。報告第29号、令和5年12月25日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、まず所有権の移転ですが、12月申し出件数7件、田49,068㎡、そのうち個人への調整決定件数が6件、田41,222㎡、保留が1件、田2,097㎡、取り下げが1件、田5,749㎡となっております。所有権移転合計が6件、田41,222㎡です。次に利用権の設定ですが、12月再設定件数が20件、田205,257.84㎡、畑3,502㎡となっております。利用権設定の合計が20件、田205,257.84㎡、畑3,502㎡です。これらは川西町農地移動最適化あっせん基準に基づき審議された内容です。なお、詳細については、後程の農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。

以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第30号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程します。

事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

9ページをお開きください。報告に移る前に一点訂正がございます。9ページの報告の日付なんですが、令和6年1月25日となっておりますが、正しくは、令和6年1月26日でした。訂正をお願いします。

報告第30号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について農地法施

行規則第48条の規定により賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和6年1月26日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は39件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

(以下、議案書を読み上げる)

以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、議第48号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程します。

事務局の説明を求めます。

主事 小関 未夢

17ページをご覧ください。議第48号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について、許可申請あったので委員会の可否を求める。令和6年1月26日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番、●●、●●、大字高山字中里西1841-2、田147㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

以上今回の申請について、譲受人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席7番、竹田委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号1番について、1月20日に推進員佐藤委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は、意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a当たり対価●●円は妥当だと判断します。

よろしく願います。。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

ご質問等ある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

質問なしと認め、お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第7、議第49号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程します。

事務局の説明を求めます。

主事 小関 未夢

18ページをご覧ください。議第49号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について、許可申請があったので委員会の可否を求める。令和6年1月26日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は10件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字上小松字観音下4054、田2, 582㎡、計田4筆18, 886㎡、畑2筆1, 079㎡、離農、経営規模拡大です。

2番●●、●●、大字大塚字林崎南632-1、田5, 368㎡のうち2, 018㎡、計田2筆7, 096㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

3番●●、●●、大字苳字東館304-1、田529㎡、離農、経営規模拡大です。次のページをご覧ください。

4番●●、●●、大字時田字石川249-1、田298㎡、計田3筆3, 025㎡、貸し直し、経営規模拡大です。

5番●●、共栄ネット株式会社代表取締役、井上文典、大字時田遠江前3439、田7, 888㎡、計田11筆32, 368㎡、離農、経営規模拡大です。

6番●●、共栄ネット株式会社代表取締役、井上文典、大字時田字新開3497、田2, 713㎡、計田2筆5, 425㎡、貸し直し、経営規模拡大です。

7番●●、共栄ネット株式会社代表取締役、井上文典、大字時田字遠江前3440、田1, 135㎡、計田4筆4, 126㎡、貸し直し、経営規模拡大です。次のページをご覧ください。

8番●●、●●、大字大舟字早稲田3093-1、田3, 796㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

9番●●、●●、大字洲島字五郎堰4233-5、田19㎡、計田5筆13, 661㎡、貸し直し、経営規模拡大です。

10番●●、●●、大字尾長島字堤4776、田7, 585㎡、離農、経営規模拡大です。

以上、今回の申請について、賃借人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について、報告を求めます。
番号1番の件について、議席9番、高橋委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番であります。1月13日に嶋貫推進委員と私の方で現地調査をして参りました。今回の申請は、離農、経営規模拡大であります。賃借人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、10a借賃●●円は妥当だと判断しますのでよろしく願います。

議長 新野 勝廣

次に、番号2番の件について、議席4番、平田委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号2番について、1月13日に推進委員菅井委員が現地調査をしました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、林崎南の田が10a借賃●●円、谷地北の田が10a借賃●●円は妥当だと判断します。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

次に、番号3番から7番の件について、議席7番、竹田委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号3番について、1月13日に推進委員遠藤委員が現地調査をしました。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号4番について、1月13日に推進委員遠藤委員が現地調査をしました。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響もないと思います。農地の状況からみて10a当たり借賃●●円は妥当だと判断します。

番号5番から7番について、1月13日に推進委員遠藤委員が現地調査をしました。今回の申請は、番号5番について、離農、経営規模拡大、6番及び7番については、貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響もないと思います。農地の状況からみて、高山四ツ家の田が10a借賃●●円、時田遠江前3440番の田が10a当たり借賃●●円、時田遠江小屋2447-1の田が●●円、それ以外の田が●●円は妥当だと判断します。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

次に、番号8番の件について、議席1番、竹田委員より報告願います。

委員 竹田 浩徳

番号8番について、1月13日に推進員後藤委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響もないと思います。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当だと判断します。よろしくお願いいたします。

議長 新野 勝廣

次に、番号9番から10番の件について、本職より報告します。

番号9番について、1月25日に推進委員の小形委員が現地調査をしております。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響もないと思います。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当だと判断します。

次に、番号10番について、1月13日に推進員の小形委員が現地調査をしております。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響もないと思います。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当だと判断します。よろしくお願いいたします。

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

ご質問のある方いらっしゃいますか。

(高橋委員挙手)

9番、高橋委員。

委員 高橋 孝博

5番ですが、●●円という賃借料、根拠だけ教えていただきたいんですが。

委員 竹田 総一

●●円については、現状が盛土になってるんです。資材置き場みたいな感じになってるんで、面積も少ないので下げている。ちょうど屋敷周りで。

委員 高橋 孝博

はい、分かりました。

議長 新野 勝廣

ほかにご質問ある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

質問なしと認め、お諮りいたします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第50号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程します。

事務局の説明を求めます。

主事 小関 未夢

21ページをご覧ください。議第50号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定について、許可申請があったので委員会の可否を求める。令和6年1月26日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字西大塚字開田4546、田165㎡、計田3筆2,071㎡、貸し直し、借り直しです。以上今回の申請について、借り人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第1項各号に定める不許可要件に該当していません。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席4番、平田委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号1番について、1月18日に推進員堀越委員が現地調査いたしました。今回の申請は、貸し直し、借り直しです。借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

質問等ある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

質問なしと認め、お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定します。

日程第9、議第51号、農用地利用集積計画に対する決定について、を上程します。

事務局の説明を求めます。

主事 高橋 秀仁

22ページをお開きください。議第51号、農用地利用集積計画に対する決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和6年1月26日提出、川西町農業委員会会長名。全員協議会での前にお渡しした資料をご覧ください。所有権移転各筆明細、申請件数は6件です。番号、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、所有権の移転を受ける者、10a対価、備考の順で読み上げます。

(以下、資料を読み上げる)

25ページをお開きください。次に利用権再設定です。利用権設定各筆明細、申請件数は20件です。所有権移転と同様に読み上げます。

(以下、議案書を読み上げる)

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

ないようですので、本職から質問します。

9054番、備考、離農になっておりますが、これは経営縮小ではないでしょうか。

主事 高橋 秀仁

表記の間違いだったので、経営縮小に直させていただきます。

議長 新野 勝廣

ということで、訂正をお願いいたします。

もう1件、9073番、畑2筆あるわけなんですけど、同じく●●円でよろしいでしょうか。

主事 高橋 秀仁

はい、この部分は耕作者と地主のほうで話し合っていて、●●円ということでお話いただきましたので●●円で大丈夫だと思います。

議長 新野 勝廣

ほかにございませんか。

委員 後藤 満良

休憩をお願いします。

議長 新野 勝廣

休憩します。

(休憩)

休憩前に戻り、ご質問等あればお受けいたします。

(質問なし)

質問なしと認め、お諮りします。

本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することにいたします。

日程第10、議第52号、川西町農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

30ページをお開きください。議第52号、川西町農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議について、令和6年1月26日提出、川西町農業委員会会長名。読み上げて提案とさせていただきます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1番、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与制限、同33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2番、農業委員、農地利用最適化推進委員として高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上提案いたします。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等があればお受けします。

(質問なし)

質問なしと認め、お諮りします。

本件について賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を決定いたします。

これをもちまして、第12回、川西町農業委員会総会を閉会します。

この会議録は書記の記載したものであるが、正確を証するためここに署名する。

令和6年1月26日

川西町農業委員会議長	会 長	新野 勝彦
議事録署名委員	3番	遠藤 愛
議事録署名委員	4番	牙田 寿和

